**狭隘道路の除雪の見直しの諮問と答申**

越前市では、狭隘道路(幅員の狭い道路)の除雪は、市からの交付金をいただき地域の力ですることとなっています。町内会長らが地域の状況にあわせ、市指定除雪業者にお願いしたり、家庭用除雪機により除雪しています。町内会長などの負担がましていることから、越前市自治連合会から、狭隘道路の除雪の見直しについて、越前市自治連合会幹事会(代表　土田信義)に諮問がありました。

諮問内容は、次の通りです。

1. 地域にゆだねる除雪路線の見直し
2. 除雪単価の見直し
3. 地域の除雪実績に応じた支払い制度への変更

検討の経緯は、次の通りです。

諮問の期日　令和３年10月15日(金)

第6回幹部会にて、「狭隘道路の除雪の見直し」を幹事会に諮問

(「地域自治振興事業交付金の見直し」の諮問に追加)

　　検討の期日　令和３年10月25日(月)　 幹事会(第6回)

令和4年1月17日(月)　　 幹事会(第7回)

令和4年2月15日(火) 　　幹事会(第8回)

令和4年2月28日(月) 　　幹事会(第9回)

答申の内容は次の通りです。令和４年４月に答申の予定です。ご意見がありましたら、お願いします。

狭隘道路(道路幅員4.5m以下)の除雪体制の見直し内容

　　(1)地域にゆだねる除雪路線の見直しについて

見直し案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従前の狭隘道路除雪 | 狭隘道路の除雪の現状 | 見直し後の除雪 |
| 市が除雪を地域にゆだね、地域(区長等)が実施 | 地域が、市指定除雪業者に除雪依頼し除雪 | 1. ,②市が市指定除雪業者に委託し実施 |
| 地域が、市指定除雪業者に依頼せず、地域の力で除雪  谷川水を利用し融雪等 | 1. 市が除雪を地域にゆだねる路線   地域(区長等)が実施 |

* 1. 市が除雪する路線への変更

狭隘道路のうち、地元が、市からの交付金を財源に市指定除雪業者に除雪の依頼をし、除雪している路線(概ね道路幅員が3.5m以上の除雪車で除雪が可能な道路)は、市が直接　市指定除雪業者に除雪の依頼し除雪する路線への、組み換えが望ましい。

(ただし、同じ市指定除雪業者が除雪している路線であっても、市直接除雪道路と狭隘道路の除雪路線が遠い場合など、物理的に困難な場合を除く。)

　・契約、除雪判断の一元化

　・支払いの短縮　市→振興会→区長→除雪業者　　　　　市→除雪業者

* 1. 狭隘道路を除雪している事業所を市指定除雪業者への登録促進

市の認める除雪機械により除雪している狭隘道路除雪事業所を、市指定除雪業者へ登録していただくよう依頼。

* 1. 地域にゆだねる除雪路線

地域にゆだねる除雪路線は、道路幅員が4.5m未満の狭隘道路で、市指定除雪業者に除雪の依頼ができていない地域の力で除雪や融雪をしている路線、つまり①、②に該当しない路線とする。

1. 除雪単価の見直しについて

市道除雪では、市指定除雪業者への除雪費用の支払いは、要した時間(時間当たりの単価)で支払いがなされている。

一方、狭隘道路除雪事業では、認定路線延長（ｍ）×除雪補助単価30円×市が一斉除雪を実施した日数を基に市長が定める数　の計算式により交付金を計算のうえ、交付している。

この除雪補助単価30円については、平成31年度に単価改定が行われ、現在に至っている。

　近年の除雪機械オペレータ不足に起因する人件費の上昇や、原油価格高騰による燃料価格の上昇を受け、除雪に係る経費も増嵩していると考えられる。この状況をふまえ、除雪を行う業者、地域住民への適切なコスト補償という観点から、除雪費に係る除雪補助単価について検討を深める時期にあると考える。

しかし、この単価については、従前の単価27円/mを段階的に改定し、現行の単価の30円/mに引き上げていることから、一定の理解を得ている。

1. 地域の除雪実績に応じた支払い制度への変更について

　そもそも、狭隘道路除雪事業交付金は、町内会や自治振興会が実施する狭隘道路の除雪に対してその費用の一部を助成するものであるとされている。

一方で、狭隘道路の除雪回数が、地域の利便性向上を目的として市の交付金算出除雪回数より多く除雪をしている地域、積雪状況を考慮した結果、交付対象の回数を下回っている地域、谷川水を利用した融雪による除雪方法の採用など、地域によりかかる費用は一律とは限らず、狭隘道路除雪交付金の計算方法に基づく交付金額と実績額が乖離している事例があると聞く。

また、狭隘道路除雪路線として申請した路線については、自治振興会、町内会または地域住民が責任をもって除雪する路線であることが認定基準の一つとして設けられている。

これらの趣旨を踏まえ、除雪の実態に合わせ、実績報告と請求書に基づく支払い制度に変更することについては、除雪報告書・実績確認・収支決算書・写真など書類の作成に労力を費やすのではないかとの危惧など、除雪業者をはじめ区長・自治振興会・市担当部局の負担増の懸念が、多く寄せられた。

このことから従前どおり、交付金制度での支払いが望まれる。